(経済産業省)

				(經済性耒目)	
制度	名	農林漁業用輸入A重油の石油	石炭税免税措置		
税	目	石油石炭税(租税特別措置法 の6)	ま第90条の4、租税特別	別措置法施行令第48条	
要	農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税免税措置の適用期限を2年間延長する。				
望					
Ø					
内					
容			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	- 百万円 ( 41,400百万円)	
	(1) 政策				
新		農林漁業用A重油は、我が国の食料安定供給を支える農林漁業の主要生産資材でる			
	るため、その低廉かつ安定的な供給の確保及び我が国農林漁業者の経営安定化を図る				
設	観点から 	ら、その税負担を極力軽減する	ことが必要である。		
•	(O) +/- (	<b>**</b> の以亜性			
拡	(2) 施策の必要性 農林漁業は我が国の食料安定供給を支える重要な産業であるため、引き続きその経 営安定化及び農林水産品の低廉かつ安定的な供給を図ることが重要であり、以下の観				
充					
又	点を考慮	園し、農林漁業用A重油に係る	石油石炭税の免税措置を	延長する必要がある。	
は		近年、国民の食生活の多様化に			
		『の施設園芸においては、光熱』 『光熱動力コストの7~9割を』			
延		農家の経営に大きな影響を与え			
長	_	我が国の漁業生産は総漁船の 9			
を		船漁業支出の約22%を占める 営体の多い我が国漁業経営に			
必	, ME	.ロロック・13.66 日本未近日に			
要					
ح					
す					
る					
理					
曲					
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

			曲井北立少
		政策体系 における 政策目的の 位置付け	農林水産省 - 国産農畜産物の競争力の強化 - 水産業の健全な発展  経済産業省 5.エネルギー・環境政策 25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保
	合理	政 策 の 達成目標	農林漁業用A重油の低廉かつ安定的な供給の確保及び農林漁業者の経営の安定化を図る。
今	性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	2年間
回 の		同上の期間 中の達成 目 標	農林漁業用A重油の安価な調達を促進し、農林漁業用A重油の安定的な供給の確保及び農林漁業者の経営の安定化を図る。
要		政策目標の 達 成 状 況	本税制措置により、農林漁業者が生産活動に使用するA重油を引き取る際の石油石炭税が免税され、別紙のとおりの利用実績及び免税額が実現された。結果として農林漁業用 A 重油の低廉かつ安定的な供給の確保及び農林漁業者の経営の安定化が図られている。
望 に	有	要望の 措置の 適用見込み	施設園芸農家約 21 万戸(2005年農林業センサス)、漁業者約 14 万人(2008年漁業センサス)が対象となる見込み。
関	効 性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	農林漁業用 A 重油はわが国施設園芸における光熱動力コストの7~9割、漁業用燃料費の約2割を占める。したがって、農林漁業者の生産コストが低減されることにより、農林漁業用A重油の安定供給及び我が国農林漁業者の経営安定化が図られ、ひいては食料安定供給の実現に資する。
連ずる		当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	(1)農林漁業用輸入A重油に係る関税の無税措置 (2)農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税の還付制度
事項	相 当 性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	なし
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	なし
		要望の措置の 妥当性	農林水産品分野ではマーケットの国際化等に伴って経営環境が厳しさを増しており、零細経営体が多い農林漁業者にとって、農林漁業用A重油調達に伴う燃料コストは依然として経営上の大きな負担となっている。 このため、我が国農林漁業者の経営安定化を図るためには、石油石炭税の免税措置により農林漁業者の経営負担を軽減する方法が最も適当な方法であり、補助金による補填等に比べて効率的である。

		本税制措置の適用による負担軽減(減税)の状況は以下のとおり。
		本税制指重の適用による負担軽減(減税)の状況は以下のとあり。   免税量
		光代量   平成18年度 84千kL
		千成10年度 041 kL   平成19年度 38千 kL
		千成19年度 30   KL   平成20年度 108千kL
こ		千成20年度 108   KL   平成21年度 108千kL(見込み)
これ		千成21年度 108千kL(兒込み)   平成22年度 108千kL(見込み)
ま	租税特別	十规22年度 100 [ KL (兒匹(5) )
C	措 置 の	
和	適用実績	免税額
税		
特		
別		平成20年度 220百万円
措		〒成20年度 220日万円 平成21年度 220百万円(見込み)
		〒成21年度 220日万円(見込み) 平成22年度 220百万円(見込み)
適		(農林水産省試算)
用	租税特別措	本税制措置により、農林漁業者が生産活動に使用する A 重油を引き
<b>美</b>	置の適用に	取る際の石油石炭税が免税され、農林漁業用A重油の低廉かつ安定的
組上	よる効果	な供給の確保及び農林漁業者の経営の安定化が図られている。
対	(手段として	
巢	`	
	の有効性)	
関	前回要望時	平成22年度において、本税の免税により農林漁業 A 重油の安定的な   供給及び農林漁業の経営の安定化を図る。
という。	の達成目標	供給及び長体漁業の経営の女だしを囚る。
までの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		
事	前回要望時	本制度の実施により、農林漁業用A重油の低廉かつ安定的な供給が存得されるように、農林漁業者の経営空気化が図られ
頂 項	からの達成	給が確保されるとともに、農林漁業者の経営安定化が図られ   た。
	度及び目標	1Co
	に達してい	
	ない場合の	
	理由	
		昭和53年度 本税創設(石油税3.5%(従価税))
これまでの		昭和59年度  年祝周段(日本祝多:5%(佐福祝))
要望経緯		昭和63年度 (石油税2,040円/KL(従量税))
<b>女</b> 主	二 水工 水平	平成15年度 (石油石炭税2,040円/KL(従量税))
		1